平成２１年（フ）第２８４号
東京都多摩市連光寺６丁目28番地２
破産者　末吉設備工業株式会社
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８５号
東京都多摩市連光寺６丁目28番地２
破産者　株式会社スエヒロ
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８６号
東京都多摩市連光寺６丁目28番地の２
破産者　露久保千穂子
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８７号
東京都多摩市連光寺６丁目28番地の２
破産者　露久保　良
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８９９号
横浜市旭区上白根３丁目34番３号
破産者　株式会社健康システム
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００号
三重県松阪市川井町233番地３
破産者　ＭＳＩこと　植松まさよ
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８７２号
岡山県和気郡和気町和気383番地の１
破産者　大饗スズキ販売有限会社
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８７４号
最後の住所岡山市東区吉井208番地　吉井川病院内
破産者　亡大饗綾子相続財産
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１８７５号
埼玉県幸手市栄５番６―304号、旧住所埼玉県久喜市大字西187番地５―208
破産者　竹内　　和
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目７番地　セジュールグランデⅢ―103
破産者　谷岡　伸一
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第９５２号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割８番地21
破産者　橘　　精一
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６０号
盛岡市向中野字八日市場32番地　リビングタウン盛岡南Ｅ―101号
破産者　阿部　正和
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路160番地７
破産者　髙橋きえ子
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０７１号
仙台市青葉区荒巻神明町10番６号
破産者　本間　誠一
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７８号
仙台市泉区泉中央３丁目30番地の13　クレセントまぶち201
破産者　大阿久国賢
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
宮城県加美郡色麻町高城字上ノ原12番地１町営住宅202号
破産者　安倍　直子（旧姓遠藤）
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
横浜市旭区川島町3016番地の５
破産者　鈴木　繁徳
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８４２号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目45番地17　サニーハイツ101
破産者　大久保千秋
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７３８号
静岡県三島市谷田桜ヶ丘1171番地の14
破産者　名取　　勲
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２６３４号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘４棟407号
破産者　上田　真稔
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部